

八代市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

1. 業務の名称 八代市子育て世帯訪問支援事業
2. 事業実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
3. 委託方法 単価契約

3. 目的

家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー(障害又は疾病等により援助を必要とする家族等に対して家事その他の家族等の世話を日常的に行っている児童をいう。)等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が当該家庭に訪問し、家事、育児等を支援することを目的とする。

4. 事業仕様

(概要)

八代市(以下「委託者」という。)は、上記業務を子育て世帯訪問支援事業登録事業者(以下「受託事業者」という。)に委託して実施するものとする。

委託業務の実施に当たっては、八代市子育て世帯訪問支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)に準じ適切に行うとともに、この事業の利用者が養育及び子育て支援の必要な家庭であることを十分自覚し、利用者への安全配慮、サービス提供には特に意を用いて遂行する。

(対象家庭)

事業の対象となる家庭(以下「対象家庭」という。)は、八代市内に住所を有する子育て世帯であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する要保護児童等に係る訪問支援を必要とする家庭

- ア 保護者のない児童の家庭、保護者の心身の不調等により保護者が監護することが困難であると認められる児童のある家庭及びそれらに該当するおそれのある家庭
- イ 食事の準備、洗濯、掃除等の家事の実施が困難な家庭等保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(2) 次のいずれかに該当する妊産婦訪問支援を必要とする家庭

- ア 出産後の養育について不安を抱える若年妊婦等出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(妊娠32週以降の妊婦に限る。)のある家庭。
- イ 生後6月未満の乳児と同居し、養育している人で、心身の不調等により家事や育児の負担を軽減する必要がある等支援が必要なもののある家庭。
- ウ 多胎児家庭であって、同居の者から支援を受けることが困難な場合等支援を受けることが適当と判断されるもののある家庭。

(3) その他市長が事業による支援が必要と認める家庭

(派遣方法)

受託事業者は、委託者からの利用依頼書等に基づき、訪問支援員を派遣する。

(業務内容)

事業で行う業務は、次に掲げるものとし、その援助内容は別表第1に定めるものとする。

- (1) 家事支援
- (2) 育児支援

(派遣時間等)

派遣時間等は、次のとおりとし、受託事業者は、サービスを行う前に訪問支援員の検温及び検温チェックを必ず行うこと。

- (1) 派遣できる時間は、午前9時から午後5時までの可能な時間とする。
- (2) 1日当たり2時間を限度とする。
- (3) 利用回数及び期間は別表第2に定めるものとする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- (5) 本事業の実施日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日（以下「祝日等」という。）を除くものとする。

(訪問支援員について)

受託事業者は、委託者の決定内容に基づく援助を提供できるよう、次の体制を確保すること

- (1) 本事業を管理する者（事業実施責任者）がいること。
- (2) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- (3) 心身ともに健康であること。
- (4) 次のアからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
 - ア 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- (5) 受託事業者は、訪問支援員に対し必要な研修を行うなど、資質の向上に努めること。
- (6) サービスを行うときには、訪問支援員は常に身分証明書を携帯し、サービス開始時には必ず身分証明書を利用者に提示すること。

(費用の負担)

訪問支援員は、派遣等を受けた世帯から、実施要領の別表4の費用を徴収するものとする。

(委託料)

- (1) 委託者は別表3に掲げる委託単価の利用額より算出した額から別表4に掲げる費用負担基準額より算出した額を除いた額を、月毎に受託事業者へ支払うものとする。

- (2) 委託者は1回あたり600円の事務費を受託事業者へ支払うものとする。
- (3) キャンセル料の取扱いについては、委託者は利用者から訪問支援派遣予定日の前日（この日が本事業を実施する除外日及び土曜日及び日曜日であるときは、その前日）午後5時までに、派遣日変更等の連絡がない場合は、1回あたり1,000円を受託事業者へ支払うものとする。
- (4) 訪問支援員の1回当たりの派遣時間に1時間未満の端数がある時は、30分未満は切り下げとし、30分以上は1時間に切り上げる。

(実績報告等)

受託事業者は、毎月1日から末日までの実績を1か月単位とし、翌月の10日までに「八代市子育て世帯訪問支援事業実績報告」により、請求書と市長が必要と認める書類を添付して委託者に報告するものとする。

(賠償責任保険)

受託事業者は、本業務を実施するに当たり、活動中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等へ加入すること。

(秘密保持義務)

受託事業者は、本業務の実施上、当該対象家庭において知り得た秘密を守らなければならない。

(緊急時の対応)

受託事業者は、業務の実施に伴い不測の事故等が生じたときは、次の行動をとること。

- (1) 医療機関等に連絡を取り、緊急対応をすること。
- (2) 事故及び緊急対応の状況を八代市に報告すること。
- (3) 事故報告書（任意様式）を作成し、八代市に提出すること。

(連絡調整)

この事業の実施に当たっては、受託事業者及び委託者の双方緊密な連絡調整を図るものとする。

(その他)

この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議して実施するものとする。

別表第1 事業区分及び内容

事業区分	支援内容
家事支援	(1) 食事の準備及び後片づけ (2) 衣類の洗濯 (3) 居室等の日常的な掃除、整理整頓 (4) 生活必需品の買い物 (5) その他必要な家事援助
育児支援	(1) 授乳の準備・補助 (2) おむつ交換・着替えの介助 (3) 沐浴の補助 (4) 母子保健施策・子育て支援施策の情報提供 (5) その他必要な育児援助

別表第2 利用回数及び利用期間

対象家庭	利用回数	利用期間
要保護児童等に係る 訪問支援	1世帯あたり20時間を上限とする回数	利用回数の上限を基準に必要な期間
妊産婦訪問支援	1世帯あたり40時間（多胎児家庭にあつては、1世帯あたり80時間）を上限とする回数	妊娠32週から産後6か月に達する日まで（多胎児家庭にあつては、産後1年に達する日まで）の期間

別表第3 委託単価

項目	単価
利用額	1時間あたり 3,000円
事務費	1回あたり 600円
キャンセル料	1回あたり 1,000円

別表第4 費用の額

世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）
ア 生活保護世帯・住民税非課税世帯	0円
イ 住民税所得割課税額(77,101円未満)世帯	600円
ウ ア・イ以外の世帯	1,500円